

平成 14 年度 環境報告の促進方策に関する検討会報告書

(骨子案)

～ 環境報告書の比較可能性及び信頼性確保のための基本的枠組みについて～

目次

はじめに

1. 検討会設置の趣旨
2. 検討の内容
3. 検討の体制

第 1 章 環境報告書の基本的機能と普及方策等の現状

1. 環境報告書の基本的機能とそのための必要条件
2. 環境省等における普及促進方策の現状
3. 比較可能性及び信頼性確保のための方策

第 2 章 諸外国の環境情報開示に関する法規制等の状況

1. 欧州諸国での法規制の状況
2. その他の状況

第 3 章 今後の環境報告書の普及促進に向けての基本的考え方

第 4 章 第三者レビューの類型とその実務の状況

1. 第三者レビューの類型
2. 我が国における第三者レビューの状況とその課題
3. 比較可能性及び信頼性確保の方策としての第三者レビューのあり方

第 5 章 「審査」タイプの第三者レビューに係る仕組みの基本的枠組み

1. 共通の基盤としての環境報告書作成開示基準
2. 共通の基盤としての環境報告書審査基準
3. 第三者レビュー実施者に必要な知識・能力等
4. 環境報告審査人の登録に対する考え方

第 6 章 「評価・勧告」タイプの第三者レビューのあり方

第 7 章 今後に向けて

1. 今後の課題
2. 今後の進め方について

別添 1 環境報告書審査基準（案）

別添 2 「評価・勧告」タイプの第三者レビューガイドライン（案）

参考 平成 13 年度報告書の概要

はじめに

1. 検討会設置の趣旨

近年、環境報告書を作成する事業者数は着実に増加しているが、我が国の事業者数全体から見ればいまだ十分ではなく、また、公表されている環境報告書においても比較可能性と信頼性が十分に確保されていないなど、その取組が適正に評価されるようにはなっていない。

また、諸外国では既に環境報告書等による事業者の環境情報の開示を法律等により義務化する動きが拡大しつつある。

さらに、近年、環境報告書から企業の社会的及び経済的な情報をも盛り込んだ持続可能性報告書へと発展しつつある。

こうした状況を踏まえて、環境省では、平成 13 年度に検討会を開催し、「平成 13 年度環境報告の促進方策に関する検討会報告書」を取りまとめた。

平成 13 年度の検討においては、環境報告書の普及状況、全国レベル・地方公共団体レベル・諸外国における環境報告書の普及促進に係る取組の状況、及び環境報告書の第三者レビューの状況を調査・分析し、今後の環境報告の普及に向けての課題と、検討すべき普及促進施策の方向性を検討した。

規制改革推進 3 か年計画（改定）（平成 14 年 3 月）において、環境報告書のより一層の普及を図るとともに、比較可能性及び信頼性の確保を図るため「第三者機関による監査制度」も含めた検討を指摘されている。

本年度は、平成 13 年度検討会の報告書において提言されている施策について、より有効な施策を絞り込み、特に環境報告書の第三者レビューを中心に、環境報告書の比較可能性及び信頼性確保のための基本的枠組みについて一層の検討を進めることとした。

検討に当たっては、環境報告書の普及を図る上で、作成・公表事業者数の増加という単なる量的拡大だけでなく、比較可能性及び信頼性の確保による質の向上も社会から必要とされているという前提に立ち、検討を行った。

これは、環境報告書の比較可能性及び信頼性が十分に確保されていないこと等により、利害関係者に理解されにくく、適正な評価が得られず、結果的に普及の妨げとなっているためである。

一方、環境報告書の第三者レビューは、環境報告書の比較可能性及び信頼性を高めるための有力な手法の一つとして、その受審事業者数も増加傾向にある。しかし第三者レビューの実施に当たって、共通に利用できる基盤が未整備のため、期待される機能が十分には発揮されていないと考えられる。

このような中で、環境報告書への自主的取組が一層の拡大し普及するためには、環境報告書への取組において一定の基準に準拠した第三者レビューによる審査登録の仕組みを整備し、社会から適正な評価を得ることができるようにすることが、その一つの有力な方策として考えられる。

本報告書は、以上のような背景及び視点により、平成 13 年度の検討結果を踏まえ、環境報告書の一層の普及促進、比較可能性及び信頼性を確保するための課題を抽出・分析するとともに、第三者レビューを中心とした環境報告書の比較可能性及び信頼性確保のための基本的枠組み構築について検討を行うため、環境報告書の作成者（事業者）、利用者、有識者等からなる検討会を設置し、取りまとめたものである。

2. 検討の内容

検討会においては、平成 13 年度検討会報告書をベースに、施策の絞り込みを行い、環境報告書の普及、比較可能性及び信頼性確保のための基本的枠組み構築に当たり障害となりうる事項、及びそれらの対応のあり方として環境報告書の比較可能性及び信頼性確保のための基本的枠組みを検討した。

検討の参考とするため、我が国の各事業者における取組事例及び主要先進国における環境報告書の普及状況、普及方策について調査を実施した。

3. 検討の体制

環境報告書の作成者（事業者）、利用者、有識者等からなる「平成 14 年度 環境報告の促進方策に関する検討会」を設置し、 回の検討会を開催した。また、実務的な検討を行うため「環境報告書の第三者レビューに関するワーキンググループ」を設置し、4 回の会合を開催した。

・ 検討会委員（敬称略、50 音順、 印：座長）

稲岡 稔	株式会社イトーヨーカ堂 常務取締役 総務本部長
大竹 公一	大成建設株式会社 安全・環境本部 環境マネジメント部長
大塚 直	早稲田大学 法学部教授
河野 正男	横浜国立大学大学院 国際社会科学研究科 教授
上妻 義直	上智大学 経済学部長
児嶋 隆	岡山大学 経済学部 教授
菅野 伸和	松下電器産業株式会社 環境本部 環境企画グループ マネージャー

瀬尾 隆史 株式会社損害保険ジャパン 環境・社会貢献部長
辰巳 菊子 社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会理事
谷 達雄 株式会社リコー 社会環境本部長
平井 浩 東京ガス株式会社 環境部長
藤村コノエ NPO法人環境文明21 専務理事
山本 良一 東京大学 国際・産学共同研究センター長
渡邊 泰宏 日本公認会計士協会 環境監査専門部会長、
中央青山監査法人 社員

・ ワーキンググループ委員（敬称略、50音順、印：座長）

木田 祐子 松下電器産業株式会社 環境企画グループ
環境コミュニケーションチーム主査
倉阪 智子 倉阪公認会計士事務所 代表
上妻 義直 上智大学 経済学部長
児嶋 隆 岡山大学 経済学部 教授
角田季美枝 社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
環境委員会 委員
夏目有愉子 トヨタ自動車株式会社 環境部企画グループ担当員
丸山 陽司 株式会社KPMG 審査登録機構 代表取締役社長
渡邊 泰宏 日本公認会計士協会 環境監査専門部会長、
中央青山監査法人 社員

第1章 環境報告書の基本的機能と普及方策等の現状

1. 環境報告書の基本的機能とそのための必要条件

環境報告書には、外部（社会的）機能と、事業者自身の環境保全への取組を促進させる内部機能の二つの基本的機能があり、事業者の自主的な環境保全活動を推進する上できわめて重要な役割を果たすものである。

外部機能には、

- 事業者と社会との環境コミュニケーションツール
- 事業者の社会に対する説明責任に基づく情報開示ツール
- 事業者の社会とのプレッジ・アンド・レビュー（誓約と評価）による環境保全活動推進ツール

の三つがある。

内部機能には、

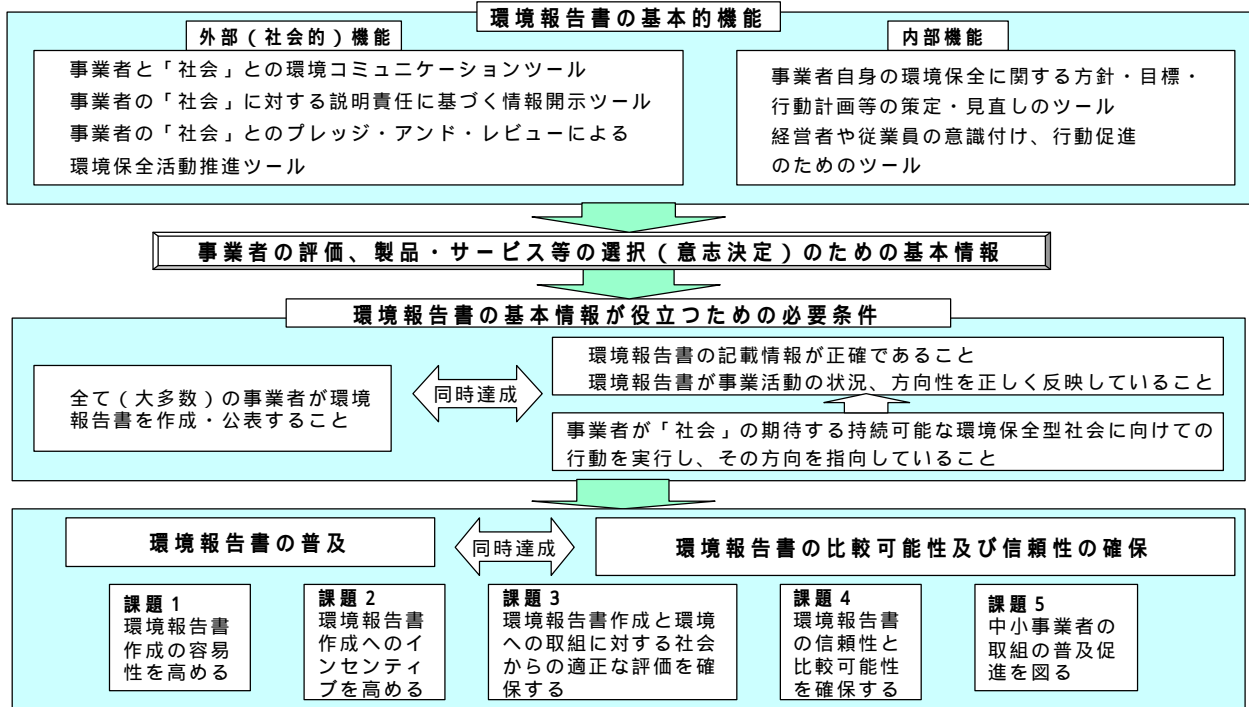
- 事業者自身の環境保全に関する方針・目標・行動計画等の策定・見直しツール
- 経営者や従業員の意識付け、行動促進のためのツール

の二つがある。

こうした環境報告書の基本的な機能が十分に発揮されるためには、全て（大多数）の事業者が環境報告書を作成・公表することが重要であることはもちろん、環境報告書の記載情報が正確であるとともに、環境報告書が事業活動の状況、方向性を正しく反映していることが必要である。

このためには、環境報告書のさらなる普及と、環境報告書の比較可能性及び信頼性の確保の両方が求められている。

環境報告書の基本的機能とそのための必要条件



2. 環境省等における普及促進方策の現状

環境報告書の普及とその比較可能性及び信頼性を確保するためには、環境報告書の作成の容易性を高める、環境報告書作成へのインセンティブを高める、環境報告書作成と環境への取組に対する社会からの適正な評価を確保するなどの5つの課題がある。

環境省においては環境報告書のさらなる普及と比較可能性及び信頼性の確保のために、以下の表に取りまとめたように、5つの課題のそれぞれについて環境報告書ガイドラインの作成、優良な環境報告書の表彰等、様々な取組を実施してきた。

特に環境報告書に関する各種ガイドラインは、その普及に大きな役割を果たしたと評価できる。

環境報告書の普及と、環境報告書の比較可能性と信頼性の確保のための基本政策

課題	既に実施、及び実施中の施策	今後、検討、実施する施策
環境報告書作成の容易性を高める	<ul style="list-style-type: none"> ・セミナー、シンポジウムの開催 ・環境報告書ネットワークの支援 ・環境パートナーシッププラザでの環境報告書の展示 ・セミナー、シンポジウムの地方開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方の環境プラザにおける環境報告書の展示及びそのための支援策 ・地方公共団体との共同による環境報告書モデル事業の実施 ・環境報告書ガイドラインの改訂
環境報告書作成へのインセンティブを高める	<ul style="list-style-type: none"> ・優良な環境報告書の表彰 ・政府のグリーン購入に際して環境報告書の公表事業者の優先配慮 ・金融機関、投資家等の啓蒙、情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・エコマーク認定における条件化 ・取組事業者への経済的支援 ・優良な環境報告書の認定 ・優良な取組を行い、環境報告書を公表する事業者の認定
環境報告書作成と環境への取組に対する社会からの適正な評価を確保する	<ul style="list-style-type: none"> ・記載内容が比較可能なデータベースの作成、公表 ・環境パフォーマンス指標ガイドラインの策定及びパイロット事業の実施 ・記載内容が比較可能なデータベースの拡充 ・<u>環境パフォーマンス指標の改訂（集計方法の共通化、項目の体系化含む）</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境報告書の全作成事業者のリストの公開 ・<u>一定の要件を満たす環境報告書の審査登録</u> ・一定の要件を満たす環境報告書公表の制度化 ・他の企業情報開示制度への環境情報開示項目の追加による制度化
環境報告書の比較可能性と信頼性を確保する	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者レビューの状況についての調査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>第三者レビューガイドラインの作成</u> ・<u>環境報告審査人（仮称）の創設</u> ・<u>虚偽記載への対応の検討</u>
中小事業者の取組の普及促進を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・環境活動評価プログラムの策定 ・優良な環境行動計画の表彰 ・全国でのセミナーの開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>環境活動評価プログラムの改訂</u> ・<u>一定の要件を満たす環境行動計画の認証</u>

3. 比較可能性及び信頼性確保のための方策

環境省においては、環境報告書の普及と比較可能性及び信頼性の確保を図るため、前述したように様々な施策を実施しているが、企業やNPO等においても様々な自主的取組が行われ、一定の効果をあげている。特に環境報告書の比較可能性及び信頼性を確保していくため、以下に示すような取組が実施されている。

第三者レビュー：環境報告書を作成する事業者以外の主体（第三者）が、環境報告書の記載情報やその背景にある取組内容についての意見を表明し（レビュー）環境報告書に掲載する取組であり、第三者が比較可能性や信頼性をレビューする。

内部管理の徹底：事業者内部の環境マネジメントシステムを徹底し、内部監査等を厳格に行う取組であり、事業者自身が情報の比較可能性や信頼性をレビューする。

内部監査基準や環境報告書作成基準等の公開：事業者自身が、その内部監査の基準や環境報告書作成基準等を公開する取組であり、特に環境報告書の作

成基準が明らかにされれば、外部の第三者がそれに基づいてレビューを行うことも可能となる。

双方向コミュニケーション手法の組込：環境報告書の記載情報や環境への取組について、事業者が問い合わせ窓口を設けて、利害関係者からの質問や意見を受け付け、これに回答する取組であり、利害関係者等による座談会を開催し、その概要を環境報告書に掲載する事例もある。

NGO、NPOとの連携による環境報告書の作成：環境報告書の企画、製作段階にNGO、NPOのスタッフが直接関わり、事業者との一種の共同作業により環境報告書を作成する取組であり、連携のあり方には単に意見を聞くレベルから、記載情報のチェックを行うもの等、様々なレベル、内容がある。社会的に合意された環境報告書作成基準への準拠：環境報告書の作成に関するガイドラインとしては「環境省：環境報告書ガイドライン」、「グローバル・リポーティング・イニシアチブ（GRI）：サステナビリティ・リポーティング・ガイドライン 2002」等、複数存在している。いまだ社会的に合意された作成基準はないが、可能な限りこれらのガイドラインに準拠して環境報告書を作成する試みがなされている。

第2章 諸外国の環境情報開示に関する法規制等の状況

諸外国では、上場事業者や相対的に環境負荷の大きい事業者を対象として、事業者の環境に関する説明責任を強化するとともに、環境マネジメントシステムの導入を促進するため、環境報告書等による事業者の環境情報の開示を法律等により義務化する動きが拡大しつつある。

1. 欧州諸国での法規制の状況

オランダでは、1997年に改正された「環境管理法」により、環境への負荷の大きい特定の施設を有する事業所約300に対して、行政機関提出用と一般公表用の2種類の環境報告書を作成し、行政機関に提出することと、公表することを義務付けている。環境報告書の記載項目は、事業所の概要、事業所が引き起こした環境に有害な結果、事業所が環境保全のために実施した対策、大気・排水・土壌等への排出物、資源使用量、廃棄物量等である（環境パフォーマンスデータについては、実績値と目標値の両方を記載）。デンマークでは、1995年に制定された「環境計算書法」により、「環境保護法」で許認可を受ける必要がある約3,000の事業所に対して、環境報告書を作成し、行政機関に提出後、公開することを義務付けている。環境報告書の記載項目は、事業所の概要、環境関連の許認可の状況、及び環境パフォーマンスの状況等である。

フランスでは、商業会社法を2002年に改正し、全ての上場事業者を対象として、事業活動の環境面及び社会面に関する情報を年次報告書に記載することを義務付けている。記載内容は、環境パフォーマンスの状況、環境保全対策の内容、及び法規制遵守の内容等である。

ノルウェーでは、会社法により、年次報告書での環境情報の開示を義務づけている。記載内容は、環境パフォーマンスの状況、環境保全対策の内容、及び製品関連の取組の内容等である。

スウェーデンでは、会計法により、年次報告書での環境情報の開示を義務づけている。記載内容は、環境パフォーマンスの状況、環境保全対策の内容、及び法規制遵守の内容等である。

2. その他の状況

EUでは、2001年の欧州委員会勧告「年次会計報告での環境関連情報開示」

において、加盟各国に、事業者の年次会計報告や年次報告書における環境関連事項の認識、測定及び情報開示に関する勧告に基づき、その勧告の実施を促進するべく適切な施策を実施し、実施した施策について欧州委員会に報告することを求めている。

さらにEUでは、1993年制定のEU規則に基づき、1995年からEU領域内の工場等を対象に「環境管理監査スキーム（EMAS）」を実施している。これは事業者が、環境声明書（環境パフォーマンスデータを含む）を作成し、公認環境検証人による検証を経て公表する制度である（2002年1月末現在参加：3,982事業所）。EMAS制度に参加し、公認環境検証人の検証を受けた事業者は、EMASのロゴマークを事業所及び環境声明書に掲示することができる。

また欧米においては、企業の社会的責任について「環境・経済・社会」の3つの分野における取組の成果（トリプルボトムライン）が重要視されつつあり、事業者は環境面だけでなく社会・経済的側面をも含めた「持続可能性報告書」を作成・公表する事例が増えつつある。このことに関して環境報告書に関する国際的なネットワーク組織、グローバル・リポーティング・イニシアティブ（GRI）では「GRI持続可能性報告のガイドライン」2002年版を策定している。

第3章 今後の環境報告書の普及促進に向けての基本的考え方

環境報告書は、社会に広く公表され、利害関係者が、環境報告書の情報を比較検討し自己の行動の意思決定に役立てる、事業者の環境経営の状況を知る、事業者の公害防止あるいは自らが関心のある分野についての取組の状況を知る等、不特定多数の利害関係者に利用されるものである。

このような環境報告書を作成する事業者は、利害関係者の判断等を誤らせない正確な環境情報を発信する責任がある（環境情報の発信者としての責任）。このため、前章で概観したように欧米諸国では環境情報開示を強化する流れが顕著である。

一方、我が国においては、これまで環境報告書が事業者の自主的取組により発展してきていること、環境報告書の実務がいまだ発展途上にあること等に鑑み、仮に将来的には環境情報開示の義務化を目指すにしても、国際的な動向にも注視しつつ、まずは自主的な取組による一層の普及を図ることが重要であると言える。

今後、自主的な取組の推進を図っていく場合においては、環境報告書の作成・公表事業者数のさらなる増加と、その比較可能性及び信頼性の確保による質の向上という二つの課題を同時達成していくことが求められている。

しかしながら、まず比較可能性については、環境報告書に関するガイドラインはあるものの、その社会的に合意された作成基準は存在せず、その記載内容やその解釈の仕方は自由であるため、十分な比較可能性が確保されているとは言えない状況にある。

次に信頼性については、環境報告書に係る利害関係者がそこに記載された情報の正確性を自ら確認することは困難である。こうした観点から第三者が利害関係者に代わって情報の正確性をチェックすることが、環境報告書の信頼性を高める有力な手段の一つとして考えられ、自主的に第三者レビューを受審する事業者が増加している。

しかし、社会的に合意された第三者レビューの基準は存在せず、その手続や報告のあり方についてはいまだ十分に確立していないこと等により、外部の利害関係者に理解されにくく、適正な評価が得られないなど、結果的に普及の妨げとなっている側面が見受けられる。

したがって、客観的な形で環境報告書の比較可能性と信頼性の一層の向上を図るためには、現在の枠組みでは不十分である。

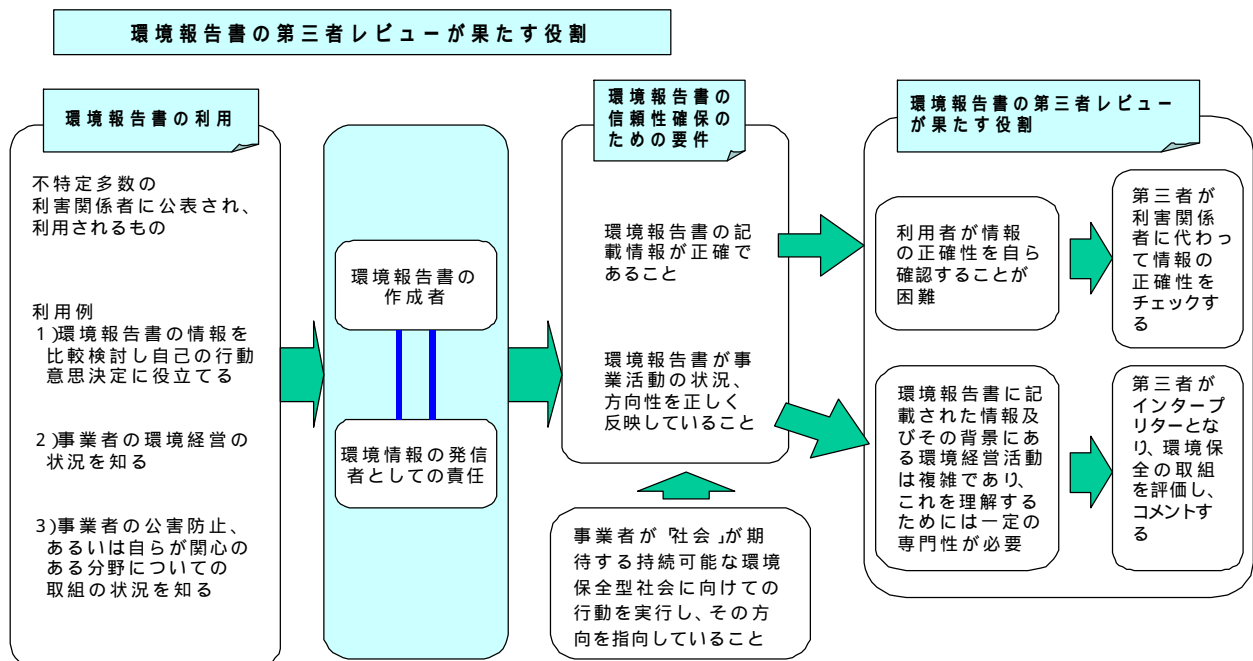
環境報告書の比較可能性と信頼性を確保していくためには、多様な環境報告書の情報について一定の整理を図り、利害関係者が容易に理解できるように

することが必要であるとともに、記載された情報の正確性については重要な虚偽記載（脱漏を含む）がないと信頼して利用できるようにしていくことが望ましいと考えられる。

このような状況を踏まえると、第1章3に示したように様々な方策が考えられるが、これらの中では、第三者レビューの方策が、客観的な形で環境報告書の比較可能性及び信頼性を確保する観点から有効性の高いものであると考えられ、実際にも第三者レビューの取組が様々な事業者により行われている。

また、環境報告書に記載された情報及びその背景にある環境経営の取組は複雑であり、これを理解するためには一定の専門性が求められるが、環境経営等に関する専門的知識や判断能力を有する第三者が、事業者と利害関係者の間のいわば通訳者（インタープリター）となり、事業者の環境経営の取組を評価し、コメントすることも、環境報告書の比較可能性や信頼性を高める有力な手段の一つとして考えられる。

以上より、環境報告書の比較可能性及び信頼性を確保していくためには、社会的に合意された環境報告書の第三者レビューに関する共通の基盤を早期に構築していく必要がある。



第4章 第三者レビューの類型とその実務の状況

1. 第三者レビューの類型

環境報告書の信頼性を高めるために、環境報告書の第三者レビューを実施する事業者が増えている。環境省の調査によると、環境報告書を発行している事業者のうち、第三者レビュー実施事業者の割合は19.5%であり、さらに実施を検討中の事業者の割合は34.7%に達している(平成13年度環境にやさしい企業行動調査)。しかしながら、現在実施されている環境報告書の第三者によるレビューや審査等の取組は、検証、監査、第三者意見表明など様々な表現が用いられ、その実施主体も多様であり、内容にばらつきがある。このように第三者レビューの実務は発展途上であるため、その結論の意義が利害関係者に十分に理解される状況にはなっていない。

本報告書では、環境報告書の第三者レビューを以下の2種類に整理した。

環境報告書の記載情報の正確性及び環境報告書作成基準の準拠性をレビューする「審査」タイプ

現状のように環境報告書作成基準が未整備であっても環境保全上の必要性等に照らして、独自の判断で環境報告書及び事業者の環境への取組状況をレビューする「評価・勧告」タイプ

「審査」タイプの第三者レビューの特徴

- a. 環境報告書に係る利害関係者が、情報の正確性を自ら確認することが困難であるため、第三者が、利害関係者に代わって情報の正確性及び作成基準の準拠性を審査する。
- b. 審査は、本来、環境報告書審査基準及び環境報告書作成基準に基づいて行われるものであるが、現時点では社会的に合意されたこれらの基準は存在しないため、環境報告書作成事業者と第三者レビュー実施者の間の合意に基づいて実施されている。

「評価・勧告」タイプの第三者レビューの特徴

- a. 環境報告書に係る利害関係者が、記載された情報を適切に理解し、当該事業者の環境経営の状況を評価することは困難であるため、第三者が利害関係者に代わって、環境報告書の記載情報が正しいという前提に立った上で、環境保全上の必要性に照らして、記載情報の妥当性や環境への取組レベルの適切

性を判断し、評価・勧告を行う。

- b. 評価・勧告は、環境保全上の必要性、社会的要請及び業種業態の事情等の基準化されにくい要素を、独自に判断して行われる。

2. 我が国における第三者レビューの状況とその課題

我が国における環境報告書の第三者レビューの状況と課題は、以下のとおり。

第三者レビューの状況

第三者レビューの種類	「審査」タイプ第三者レビュー	「評価・勧告」タイプの第三者レビュー
第三者レビューの内容	環境報告書に記載された情報の正確性の審査、環境報告書作成基準への準拠性の審査	環境に関する取組の適切性及び取組に対する評価、勧告、意見、感想の表明
第三者レビューの目的	外部の利害関係者の意思決定のため	経営者及び外部の利害関係者の意思決定のため
第三者レビューの主な実施者	監査法人あるいはその関連会社、ISO14001審査登録機関等が多い	学識経験者、環境問題専門家、環境NGO等、多様な種類
判断基準	環境報告書作成基準に照らして判断する	主観的判断
第三者レビューの手続	受審事業者と実施者の合意	記載されていない場合が多い
第三者レビューの基準	記載されていない場合が多い	記載されていない場合が多い
第三者意見書等の形式	レビューの目的、手続及び結果を簡潔に記した短文形式の第三者意見書（改善事項の指摘は経営者に対してのみ報告され、非公開が多い）	環境への取組状況の評価や改善すべき点を記した長文形式の第三者意見書
第三者意見書での意見表明の例	記載情報は、環境報告書に使用する目的の範囲で適正である 記載情報は、合理的に把握して集計開示されており、変更すべき重要な事項は認められなかった 作成基準で求められている記載項目は、全て記載されている	の取組は同業他社に比較して優れている 前年度と比較して改善されている 目標値に比較してこのままでは達成困難に関する情報が記載されていない 今後、の取組を実施すべき の状況を改善すべき に関する情報を記載すべき
実施者の責任	意思決定者である外部の利害関係者に対して、情報の正確性及び作成基準への準拠性を審査したことに対する責任	評価結果が、外部の利害関係者の意思決定に用いられることに対する結果責任

第三者レビューの課題

第三者レビューの種類	「審査」タイプの第三者レビュー	「評価・勧告」タイプ第三者レビュー
第三者レビューの基準	社会的に合意された手続、基準がない	社会的に合意された手続、基準の策定は困難
実施者の技能	特に定まっていない	特に定まっていない
報告書に係る利害関係者と実際のレビューとの期待ギャップ	実際には限定された部分を審査しているにも係わらず、報告書の全体を審査していると思われる 情報の正確性を審査しているにも係わらず、報告書全体の妥当性や包括性を審査していると思われる	実際には限定された部分を審査しているにも係わらず、報告書の全体を審査していると思われる 実施者の主観的判断でレビューされているにも係わらず、客観的な判断を行っていると思われる
環境報告書に係る利害関係者の立場からわかりにくい点	実際にどのようなことが審査されているのか、わかりにくい 当該事業者の環境への取組の課題が理解されにくい	レビューの範囲、手続等が記載されていないため、当該事業者の環境保全への取組をどの程度正確に反映しているか不明
レビュー実施者の責任	期待ギャップ解消のためにもレビュー実施者の責任範囲について、社会的な合意を図っていく必要がある	期待ギャップ解消のためにもレビュー実施者の責任範囲について、社会的な合意を図っていく必要がある

課題のまとめ

我が国における環境報告書の第三者レビューの課題は、以下のように取りまとめることができる。

A) 「審査」タイプにおける課題

- a. 社会的に合意された手続、基準がなく、実施者、受審者の双方が共通のガイドラインが必要と考えている。
- b. レビュー実施者がどのような立場で、どのような知識、経験を有するのか不明で、実施者、受審者の双方が、その知識や能力に関する客観的な基準の必要性を感じている。
- c. 利害関係者が期待する環境報告書に対する審査範囲と、実施されているレビューの内容とは隔たりがあり、実際にどのようなことが審査されているのか、わかりにくい。
- d. 第三者レビューの手続及び基準、レビュー実施者の知識、能力や責任範囲について、社会的な合意を図っていく必要がある。

B) 「評価・勧告」タイプにおける課題

- a. 実施に当たっての手続や基準を明確に定めがたく、評価等の範囲、手続自体が曖昧である。

- b. 一般消費者から学識経験者まで様々な者が実施しており、実施者がどのような立場で、どのような知識、経験を有するのかわかり、同様の取組に対しても結論の意義は全く異なってくる。
- c. 受審者が自らの環境への取組の参考にするため、専門家による評価結果を記載しているに過ぎない側面があり、環境報告書の外部機能が損なわれている場合があると同時に、記載された評価結果の透明性、客観性が不十分な場合でも社会的に妥当なものであり、勧告内容が、当該事業者により実施されるものであると誤解されやすい。
- d. 提出された情報の正確性を前提としており、当該事業者の環境保全への取組をどの程度正確に環境報告書に反映しているかは、十分に吟味されないことがある。
- e. 環境報告書に記載された結論の位置付けについて、社会的な合意を図っていく必要がある。

3. 比較可能性及び信頼性確保の方策としての第三者レビューのあり方

既に、環境報告書の第三者レビューが様々な形態で実施されている状況を踏まえると、第三者レビューの内容や結論に対する利害関係者の誤解を防ぎ、第三者レビューそのものの信頼性を確保していくためには、一定の共通基盤の中で、その仕組みを構築していくことが必要である。

第三者レビューの実施形態は、主に「審査」タイプと「評価・勧告」タイプのものがあるが、「評価・勧告」タイプはそもそも提出された情報が正確であることを前提としている。したがって、比較可能性と信頼性を確保していくためには、環境報告書の記載情報の正確性や環境報告書作成基準の準拠性をレビューする「審査」タイプについて、仕組みを整備していくことが望ましいと考えられる。

「審査」タイプの第三者レビューについては、環境報告書の比較可能性及び信頼性確保のベースとなるものであり、一定の同質性が求められることから、今後、その仕組みを構築していくに当たって必要な要素となる実施者の知識・能力、実施手続及び審査結果の報告等のあり方に関する基準案を検討する必要がある。

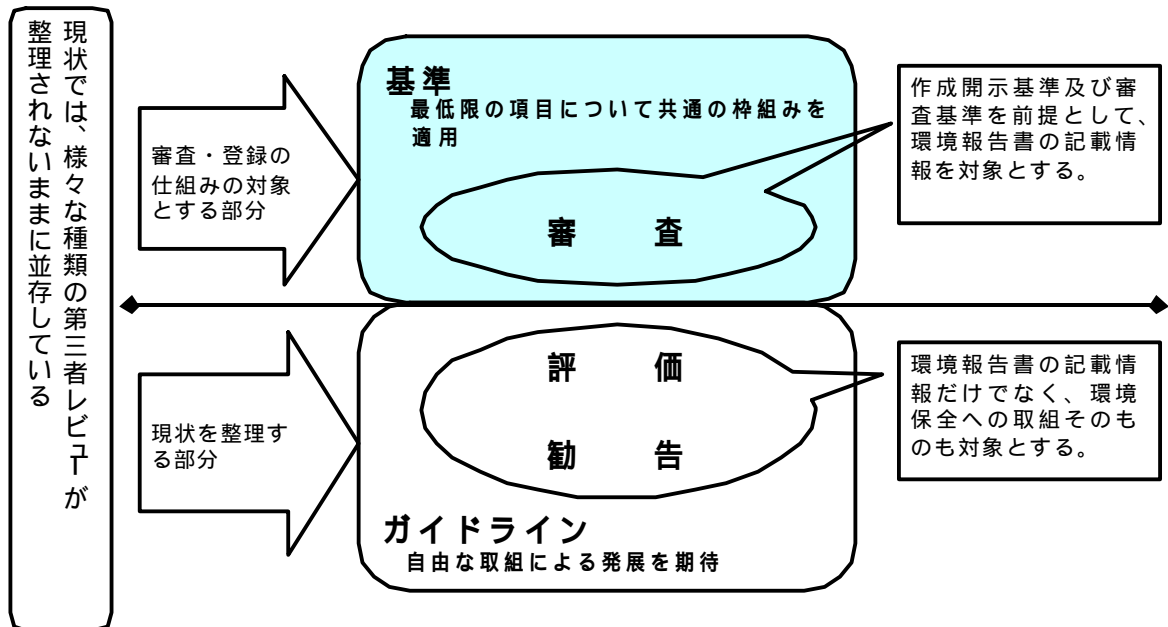
「審査」タイプの第三者レビューに関し、環境報告書に記載すべき最低限の項目について共通の枠組みを適用し、環境報告書記載情報の正確性及び作成基準への準拠性を審査する仕組みを構築することが有効である。

この仕組みにおいては、事業者は環境報告書作成開示基準に基づき、環境報告書を作成、開示し、これを登録された「環境報告審査人（仮称）」が、環

環境報告書審査基準に基づいて審査を実施することが適当である。

「評価・勧告」タイプの第三者レビューについては、そのレビューは経営者に対して行われる意味合いも強く、様々な手法により自由な発展がなされているものであるため、新たに構築する仕組みとする。しかし評価・勧告の結論を公表した場合に利害関係者の誤解を招かないような配慮が求められることから、レビュー結果の報告等のあり方に関するガイドラインを検討することが期待される。

環境報告書の第三者レビューの全体イメージ

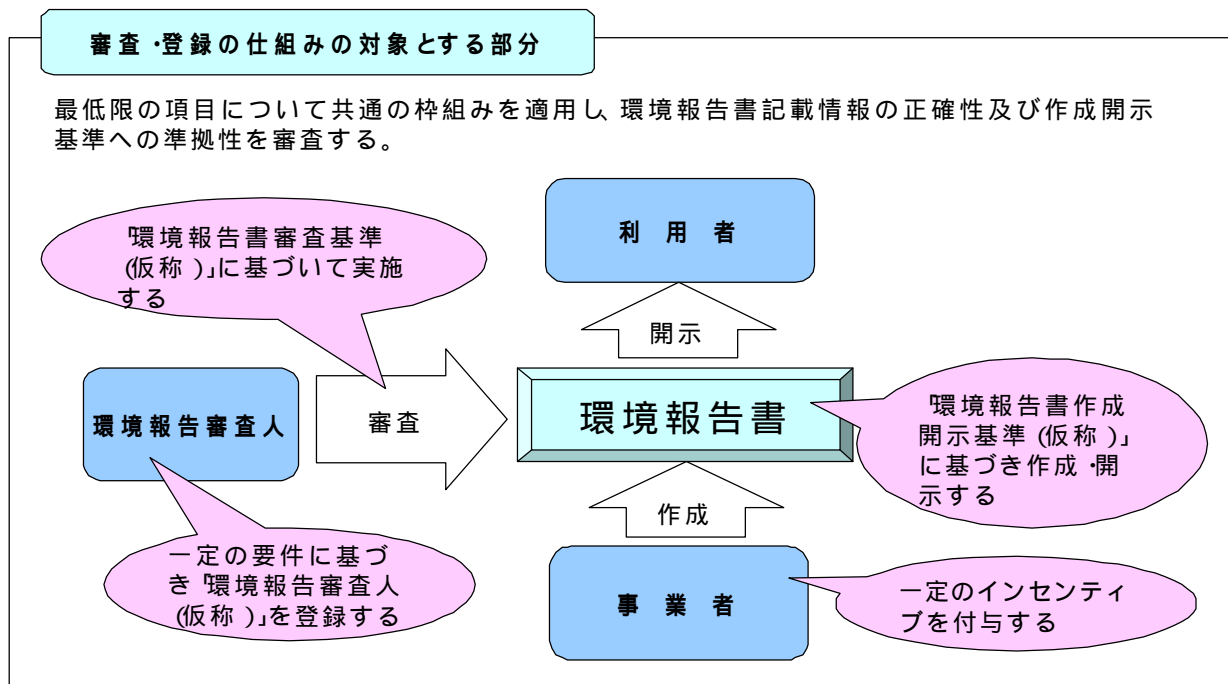


第5章 「審査」タイプの第三者レビューに係る仕組みの基本的枠組み

「審査」タイプの第三者レビューについては、前章で取りまとめたように、環境報告書に記載すべき最低限の項目について共通の枠組みを適用し、環境報告書記載情報の正確性及び作成基準への準拠性を審査する仕組みを構築することが適当である。この仕組みにおいては、事業者は「環境報告書作成開示基準（仮称、以下同じ）」に基づき、環境報告書を作成、開示し、これを登録された「環境報告審査人（仮称、以下同じ）」が、「環境報告書審査基準（仮称、以下同じ）」に基づいて審査を実施することとなる。

また、この仕組みにおいては、参加事業者にロゴマークの使用を認める等、その参加に当たっての何らかのインセンティブを付与することが望ましいと考えられる。

この仕組みにおけるレビュー実施者の要件、及び環境報告書審査の基準については、以下のように取りまとめることができる。



1. 共通の基盤としての環境報告書作成開示基準

環境報告書の開示基準は、全ての事業者に通ずる最低限記載すべき情報の項目を明確にし、作成基準は環境パフォーマンス情報の測定方法等を明確にするものである。

記載すべき情報の項目は、事業者の環境経営の状況、環境負荷の状況の全体像が把握できる情報であり、例えば環境省の環境報告書ガイドラインの項目を例に取れば「環境保全に関する目標、計画及び実績等の総括」、「環境に関する規制遵守の状況」及び「環境負荷の低減に向けた取組の状況」等が考えられる。

環境パフォーマンス情報の測定方法とは、例えば二酸化炭素排出量の測定、算出方法等が該当する。

環境省では、環境への取組に係る事業者内部における評価・意思決定に資する情報を提供すること、利害関係者が、事業者の環境への取組を評価するにあたり、事業活動を適正に理解するための事業者との共通の情報基盤を提供すること等を目的として、環境パフォーマンス指標のあり方に関する検討をすすめており、環境報告書作成開示基準を策定する際には、この検討結果(事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン - 2002年度版)が一つの基盤になると考えられる。

2. 共通の基盤としての環境報告書審査基準

環境報告書審査基準は、事業者が作成する環境報告書が上記の環境報告書の作成開示基準に準拠しているか、第三者がレビューし、その結論を表明する際の基準である。

環境報告書審査基準としては、審査実施者の要件等に関する一般基準、審査手続に関する実施基準、審査の結論の表明に関する報告基準の3つの基準が必要と考えられる。基準の案を別添1に示した。

正確性の「審査」とは、環境報告書に記載された情報のうち、審査対象事項が適切な手続で収集・集計され、間違いのないものであるか否かを審査することであり、作成基準準拠性の「審査」とは、環境報告書が環境報告書作成基準の項目を満たして作成されているか否かを審査することである。

A) 一般基準の内容

- a. 環境報告書審査(仮称。以下同じ。)は、適切な専門的能力と実務経験を有する者(以下。環境報告書審査人(仮称。以下同じ。))が、本環境報告書審査

基準に準拠して行うこと。

- b. 審査は、事業者が責任をもって作成・公表する環境報告書について、環境報告審査人が環境報告書に係る利害関係者のために、審査基準に照らした審査手続を実施し、環境報告書審査対象事項についての正確性及び作成基準準拠性に関する結論を表明するものであること。
- c. 審査人が行うべき審査の質の管理、審査人に関するその独立性、正当な注意義務及び守秘義務の必要性に関すること。

B) 実施基準

- a. 環境報告審査人は、環境報告書審査対象事項についての正確性及び作成基準準拠性に関する結論を表明するために、十分かつ適切な根拠を入手しなければならないこと。
- b. 審査人が行うべき環境報告書審査計画の策定、リスク評価、実施手続、記録の維持等に関すること。

C) 報告基準

- a. 環境報告審査人は、環境報告書審査報告書（仮称）において、実施した審査手続の概要及び環境報告書の審査対象事項の正確性及び作成基準準拠性についての結論を明瞭に記載しなければならないこと。
- b. 審査人が作成する審査報告書の記載事項及び結論表明の差し控えに関すること。

3. 第三者レビュー実施者に必要な知識・能力等

「審査」タイプの環境報告書の第三者レビューを実施する者（環境報告審査人、仮称）は、以下のような知識、及びこれらを理解するために必要な専門的能力と実務経験等が必要と考えられる。

環境報告書の記載事項に関する知識及びこれらを理解するために必要な専門的能力と実務経験

- a. 環境報告書作成開示基準
- b. GRIガイドライン等の世界的な報告書開示作成基準とその動向（環境報告書が発展途上である事情から）

事業経営に関する知識及びこれらを理解するために必要な専門的能力と実務経験

- a. 環境マネジメントシステム（環境情報システムを含む）
- b. 事業経営全般

c. 事業活動の業種・業態の特性

環境に関する知識及びこれらを理解するために必要な専門的能力と実務経験

a. 環境問題全般

b. 環境関連規制等

c. 環境保全活動の業種・業態の特性

監査に関する知識・能力

a. 内部統制組織の理解

b. 一定の根拠資料から結論を導くプロセスに対する理解

環境報告審査人に必要な能力を有すると思われる資格者の参考例示

環境報告書の記載事項に関する知識等

・当該能力に関する一定の知識・能力等を有する者（既存資格）はないと考えられる。

事業経営に関する知識等

・ISO審査員、公認会計士、中小企業診断士及びファイナンシャルプランナー等が当該能力に関する一定の知識・能力等を有すると考えられる。

環境に関する知識等

・ISO環境審査員、技術士（環境分野）、環境カウンセラー（事業者部門）、環境計量士及び公害防止管理者等が、当該能力に関する一定の知識・能力等を有すると考えられる。

監査に関する知識等

・公認会計士、ISO審査員及び公認システム監査人等が、当該能力に関する一定の知識・能力等を有すると考えられる。

4. 環境報告審査人の登録に対する考え方

環境報告書審査人には、環境報告書の記載事項、環境問題全般等に関する知識及びこれらを理解するために必要な専門的能力と実務経験が必要であるが、このような環境報告書審査人に必要な要件を全て満たす既存の資格は存在しない。

現状の第三者レビューにおいては、適当な知識・能力を有している者を事業者が独自に判断して契約しており、環境報告書に係る利害関係者は、環境報告書審査を実施する主体の知識・能力に関する十分な情報や、結論の意味を適切に理解するための情報等を入手することが困難である。

このため、結果的に環境報告書審査の同質性が保てず、仕組み自体の信頼性が揺らぐおそれがある。

以上のことから、上述した要件を満たす者を環境報告審査人として、新たに登録することが、有力な手法と考えられる。

なお、「評価・勧告」タイプの第三者レビュー実施者に必要な知識・能力等はレビューを受けようとする各事業者等が各自の判断基準で様々な専門分野から自由に選択するものである。

第6章 「評価・勧告」タイプの第三者レビューのあり方

「評価・勧告」タイプの第三者レビューについては、「審査」タイプの第三者レビューとは異なり、第5章で取りまとめたように、そのレビューは経営者に対して行われる意味合いが強く、様々な手法により自由な発展がなされているものである。

このため、その実施手続及び実施者の知識・能力等に関する基準を作成する必要性は現時点では少ないと考えられるものの、評価・勧告の結論を公表した場合に利害関係者の誤解を招かないような配慮が求められる。

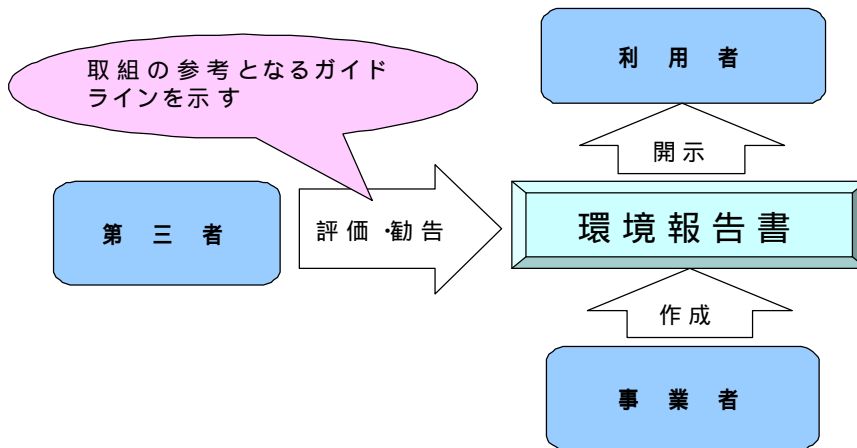
こうした観点から、レビュー結果の報告等のあり方に関するガイドライン案を以下のように取りまとめた。ガイドライン案を別添2に示した。

ガイドライン案

- a. 環境報告書の第三者によるレビュー（以下、レビュー。）は、適切な専門的能力と実務経験を有する者（以下、実施者。）が行うことが望ましいこと。
- b. 本ガイドラインは、事業者の発行する環境報告書に様々なタイプの第三者レビューが存在する現状を踏まえ、環境報告書に係る利害関係者が第三者によるレビュー意見を誤解なく理解するための一助となるように、配慮すべき事項を示したものである。したがって、第三者によるレビューの自由な実施を妨げるものではないが、実施にあたっては本ガイドラインに沿った配慮がなされることが望ましいこと。
- c. 実施者に関するその独立性、正当な注意義務及び守秘義務の必要性に関すること。
- d. レビュー報告書の記載事項に関すること。

現状を整理する部分

自由な取組による発展を期待し、環境保全上の必要性に照らした記載情報及び取組レベルの適切性など、あらゆる項目を対象とする。



第7章 今後に向けて

1. 今後の課題

本仕組みによる環境報告書審査の実施のために残された課題を抽出整理した。これらの課題については、今後さらなる検討を行い解決していくことが必要である。

仕組み全体に係る課題

- a. 実務運営のあり方
本仕組みの管理運営を行うための組織形態のあり方は何か。
- b. 仕組みの透明性の確保
環境報告審査人の審査業務に関連して審査概要書を公表するなど、仕組みの透明性を高めるにはどのような方策が適切か。
- c. 国際的動向との整合性の確保
グローバル・リポーティング・イニシアチブ(GRI)や国際会計士連盟(IFAC)など環境報告書の審査関連の国際的動向との調和を図っていくこと。

環境報告審査人に係る課題

- a. 環境報告審査人の知識・能力の維持
環境報告審査人の知識・能力を維持向上するために、研修制度や更新試験等は適切か。
- b. 環境報告審査人の経験
環境報告審査人の実務経験の蓄積を促すには、どのような方策が適切か。
- c. 環境報告審査人の倫理基準
環境報告審査人と審査対象となる環境報告書の作成者たる事業者との利害関係のうち、具体的に回避されるべき関係とは何か。

環境報告書審査のあり方に係る課題

- a. 大規模事業者等に対応した審査のあり方
多角化や多国籍化を含む事業規模の拡大に対応するための組織的な審査のあり方をどのように考えるか、環境報告審査人によって設立された組織自体を審査機関として登録する必要があるか
- b. 環境報告書審査の質の確保
組織的に個別の環境報告書審査を行うにあたっての環境報告審査人組織には、どのような内部審議機能が必要か。また仕組み全体としては他の環境報

- 告審査人等による相互評価（ピアレビュー）の仕組みが必要ではないか。
- c. 虚偽記載に係る事業者及び環境報告書審査人の責任
自主的な登録の仕組みである環境報告書に重要な虚偽記載が発見された場合の事業者の責任と環境報告書審査人の責任のあり方はどのように考えるか。

審査の対象及び基準に係る課題

- a. 環境報告書の審査対象範囲
登録のために必要な環境報告書の最低限の記載事項のうち、環境報告書審査の具体的な審査対象は何か。
また、審査の対象を持続可能性報告書にまで拡大していく必要があるか。その場合、どのような項目を審査するか。
- b. 環境報告書作成開示基準の策定
環境報告書審査の判断基準となる環境報告書の作成基準を策定が必要である。
- c. 基準の統一的解釈の確保
審査基準や作成開示基準の解釈の違いを極力減らすために、用語の定義を明確化したり、ガイドライン等を策定することが必要である。

2. 今後の進め方について

本報告書で提案した環境報告書の比較可能性及び信頼性確保のための基本的枠組みについては、次年度以降、その具体的な検討に着手し、可能であればパイロット事業を実施してその実行可能性を検証するとともに、前節で取りまとめた課題について、優先順位を付けて検討を進めることを期待するものである。

環境報告書は、持続可能な循環型社会構築に向けての有力なツールであり、そのより一層の普及を図ることと、比較可能性と信頼性を確保することが求められている。

平成13年度報告書で整理された第三者レビュー以外の普及促進策についても必要な取組を進めるとともに、本報告書で取りまとめた比較可能性及び信頼性確保のための基本的枠組みの構築を早期に図っていくことが望まれるところである。

別添 1：審査・登録の仕組みの対象とする審査タイプの基準案

環境報告書¹審査²基準（仮称。以下同じ。）（案）

一般基準

1．環境報告審査人

環境報告書審査（仮称。以下同じ。）は、適切な専門的能力と実務経験を有する者（以下。環境報告審査人³（仮称。以下同じ。））が、本環境報告書審査基準に準拠して行わなければならない。

2．環境報告書審査の意義

環境報告書審査は、事業者が責任をもって作成・公表する環境報告書について、環境報告審査人が環境報告書の利用者のために、審査基準に照らした審査手続を実施し、環境報告書審査対象事項についての正確性及び作成基準準拠性に関する結論を表明するものである。

3．審査の質

環境報告審査人は、適切な審査の質の管理⁴を行わなければならない。

4．独立性

環境報告審査人は、審査実施にあたり、常に公正不偏の態度を保持し、何事にも束縛されず自由に結論を表明する立場を堅持しなければならない。⁵

5．正当な注意義務

環境報告審査人は、専門家として通常払うべき注意をもって審査を実施しなければならない。

6．守秘義務

環境報告審査人は、業務上知り得た事項を正当な理由なく漏洩し又は盗用してはならない。

実施基準

1．十分かつ適切な根拠

環境報告審査人は、環境報告書審査対象事項についての正確性及び作成基準準拠性に関する結論を表明するために、十分かつ適切な根拠を入手しなければならない。

2．審査計画

環境報告審査人は、環境報告書審査を効果的かつ効率的に実施するために環境報告書審査計画を策定しなければならない。

3．リスク評価

環境報告審査人は、環境報告書審査対象事項に重要な虚偽記載がもたらされる可能性に関するリスク評価を行い、その結果を環境報告書審査計画に反映し、これに基づき環境報告書審査を実施しなければならない。

4．実施手続

環境報告審査人が、十分かつ合理的な環境報告書審査根拠を入手するにあたっては、必要な調査により組織の内部統制リスク等を評価するための評価手続を実施の上、環境報告書審査上のリスク⁶を総合的に評価し、環境報告書審査対象事項の審査要点の直接的な立証のために実証手続を実施しなければならない。

5．記録の維持

環境報告審査人は、環境報告書審査計画及びこれに基づき実施した環境報告書審査手続の内容並びに判断の過程及び結果についての記録⁷を維持しなければならない。

6．他の専門家による業務結果の利用

環境報告審査人は、専門家の業務を利用する場合には、専門家の能力及びその業務の客観性を評価し、その業務の結果が環境報告書審査の根拠として適切であるかを検討しなければならない。

報告基準

1．審査報告の内容

環境報告審査人は、環境報告書審査報告書（仮称）において、実施した審査手続の概要及び環境報告書の審査対象事項の正確性及び作成基準準拠性についての結論を明瞭に記載しなければならない。

2．審査報告書記載事項

環境報告書審査報告書には、表題⁸、あて先、審査の目的⁹、審査対象及び対象期間¹⁰、事業者及び環境報告審査人の責任¹¹、審査の実施手続¹²、結論、その他の記載事項¹³、日付、環境報告審査人の名称¹⁴を記載しなければならない。

3．結論表明の差し控え

環境報告審査人は、環境報告書審査範囲の制約により、環境報告書審査対象事項に対する結論表明のために、十分かつ適切な証拠を入手することができなかったときには、結論を表明してはならない。この場合には、環境報告書審査対象事項に対する結論を表明しない旨及びその理由を記載しなければならない。

¹ 将来、持続可能性報告書について検討することが望まれるが、当面は「環境報告書」の用語を用いるものとする。なお、既に発行されている持続可能性報告書や社会環境報告書などについても本仕組みの対象と考える。

² 「審査」とは、環境報告書審査対象事項の作成基準準拠性とその正確性についての審査を行うことである。作成基準準拠性とは、環境報告書が環境報告書作成基準の項目を満たして作成されているか否かを審査することであり、その正確性とは、環境報告書に記載された情報のうち、審査対象事項が適切な手続で収集・集計され、間違いのないものであるか否かを審査することである。

また、当面、審査対象事項とした項目の正確性や作成基準準拠性を審査することとするが、例えば、環境保全に関する目標・計画の達成可能性などについても、社会からの要請や実務の成熟を勘案しながら、必要に応じて対象の見直しを行うことが望ましい。

³ 新たに環境報告審査人を登録する場合には、環境報告審査人に必要な知識、専門的能力及び実務経験に関する試験等を実施する場合、当該項目に関する資格保持者には、その試験を免除する、活動経歴を確認する等によって、既存の資格を有効活用することが考えられる。

⁴ 審査の質の管理には、業務実施過程、結論の表明のための必要なチェック、複数の審査人（登録した審査人の他、登録していない審査業務従事者でチームを編成する）で審査する場合の、審査業務従事者の適格性を確保し、適切な指示、指導及び監督を行うこと等が含まれる。

⁵ 「公正不偏の態度」とは、経済的独立性及び精神的独立性をいう。「何事にも束縛されず自由に意見を表明する立場」とは、審査の実施にあたり必要な証拠が障害なく提供されるとともに、自由に審査結果を述べることができ、審査対象となる事業者により結果の修正がなされることはないことをいう。

⁶ 審査上のリスクの総合的な評価とは、環境報告書審査対象事項の性質に起因するリスク、事業者の内部統制に関するリスク、審査手続上のリスクをそれぞれ勘案し、統合されたリスクを評価することをいう。

⁷ 維持すべき記録としては、環境報告書審査計画書、環境報告書の個別の審査対象事項に対する結論が記載された環境報告書審査調書、環境報告書審査の実施過程における指摘事項及びそのフォローアップ調書、環境報告書の記載事項に対する総合的な意見形成に関する調書、環境報告審査人の総合意見に対する審査調書、環境報告書審査チームの構成に関する評価調書、その他環境報告書審査の実施過程で入手した重要な資料、などがある。

⁸ 環境報告書に関する審査報告書であることを明瞭に記載する。

⁹ 審査の目的には、環境報告書の利用者のために、当該環境報告書の審査対象事項の記載情報の正確性、環境報告書作成基準への準拠性の審査である旨を記載する。現時点では、社会的に合意された環境報告書作成基準はない。

¹⁰ 審査対象には、環境報告書のうち具体的に対象とした事項及び対象期間を記載する。

¹¹ 事業者が環境報告書の作成についての責任を有している旨及び環境報告審査人の責任は環境報告書審査報告書について表明した自己の結論にある旨を記載する。

¹² 本審査基準に準拠して審査を実施した旨及び実施した審査手続の概要を記載する。

¹³ 例えば、審査結果によって環境報告書の記載内容全ての信頼性が担保されるわけではないこと、環境報告審査人と審査対象となる環境報告書の作成者たる

事業者との利害関係の有無及びその内容、結論を導くために用いた判断基準の有無及びその内容、その他結論の表明に加えて特に説明が必要と認められる事項、などの記載が想定される。

¹⁴ 環境報告審査人が組織の場合には、組織の名称と代表者氏名を記載する。

別添2：審査・登録の仕組みの対象としない「評価・勧告タイプ」 の第三者レビュー

「評価・勧告」タイプの第三者レビュー¹ガイドライン²（案）

1．第三者レビュー実施者

環境報告書の第三者によるレビュー（以下、レビュー。）は、適切な専門的能力と実務経験を有する者（以下、実施者。）が行うことが望ましい。

2．独立性

実施者は、レビュー実施にあたり、常に公正不偏の態度を保持し、何事にも束縛されず自由に意見を表明する立場を堅持することが望ましい。³

3．正当な注意義務

実施者は、専門家として通常払うべき注意をもってレビューを実施すべきである。

4．守秘義務

実施者は、業務上知り得た事項を正当な理由なく漏洩し又は盗用してはならない。

5．意見報告

実施者は、レビューの結果としての意見を明瞭に記載することが望ましい。

6．レビュー報告書記載事項

レビュー報告書⁴には、表題⁵、あて先、レビュー対象事項及び対象期間⁶、レビュー手続の概要⁷、意見⁸、その他の記載事項⁹、日付、実施者の名称¹⁰を記載しなければならない。¹¹

¹ 本ガイドラインにおける第三者によるレビューとは、環境報告書の作成者たる事業者以外の主体（第三者）が環境報告書の記載事項や取組内容についての意見を表明し、環境報告書上に記載することをいう。

² 本ガイドラインは、事業者の発行する環境報告書に様々なタイプの第三者レビューが存在する現状を踏まえ、環境報告書の利用者が第三者によるレビュー意見を誤解なく理解するための一助となるように、配慮すべき事項を示したものである。したがって、第三者によるレビューの自由な実施を妨げるものではないが、実施にあたっては本ガイドラインに沿った配慮がなされることが望ましい。

³ 「公正不偏の態度」とは、経済的独立性及び精神的独立性をいう。「何事にも束縛されず自由に意見を表明する立場」とは、レビューの実施にあたり必要な証拠が障害なく提供されるとともに、自由にレビュー結果を述べることができ、レビュー対象となる環境報告書の作成者たる事業者により結果の修正がなされることはないことをいう。

⁴ 本ガイドラインにおけるレビュー報告書とは、第三者によるレビューの結果が、環境報告書の作成者たる事業者以外の主体（第三者）の意見として記載されるものをいう。

⁵ 第三者の意見であることが、明瞭に区別できるように記載することが望ましい。

⁶ レビュー対象には、環境報告書や事業者の環境保全への取組のうち、具体的にレビューの対象とした事項及び対象期間を記載することが望ましい。

⁷ レビューの実施にあたっては、レビュー実施者の独自の知識や能力によっているため、実施したレビュー手続概要を記載することが望ましい。

⁸ 意見表明にあたっては、レビュー実施者の独自の知識や能力によっているため、判断の根拠を記載することが望ましい。

⁹ その他の記載事項としては、正確性そのものをレビューしているのではない旨（データの正確性をレビューしていない場合）、実施者と環境報告書の作成者たる事業者との利害関係の状況、実施者が認識している責任の内容、意見形成にかかる根拠資料及び詳細な報告内容のうち重要な部分、事業者の取組に対する具体的な改善勧告、などが想定される。

¹⁰ レビュー実施者が組織の場合には、組織の名称と代表者氏名を記載する。

¹¹ 環境報告書の作成者たる事業者が、第三者レビューの結果としての意見を環境報告書に記載する場合には、次の事項について留意することが必要である。

- ・当該実施者を選択した考え方

実施者の知識・能力等はレビューを受けようとする各事業者が各自の判断基準で様々な専門分野から自由に選択するものであるので、結果としての意見を理解するために明記することが望ましい。

- ・レビューにあたって提示された条件

レビュー実施にあたり、レビュー実施者に制限を課した場合には、データの提供範囲などを記載することが望ましい。

- ・意見の修正

レビュー実施者の提出した意見を修正して掲載する場合には、主な修正内容や全文を入手する方法など記載することが望ましい。

- ・意見に対する対応方針

過去の改善勧告に対する取組状況や新たな改善勧告に対する今後の対応方針などを記載することが望ましい。

参考：平成13年度報告書の概要

環境報告書の一層の普及促進、比較可能性及び信頼性の確保について、我が国における環境報告書の現状、地方公共団体及び欧米各国の動向、第三者レビューに関する調査等を実施し、その調査結果を踏まえて環境報告書の普及に向けた課題を取りまとめた上で、今後実施されるべき普及促進施策及び信頼性確保の施策、それらの課題について検討を行い、提言を取りまとめた。

環境報告の普及の意義

環境報告は、事業者の視点、社会的な視点から、以下のようにその意義を整理することができる。

- ・ 第一に、環境報告書を通して、外部の利害関係者は、事業者の環境保全への取組を知ることができ、事業者は、外部の利害関係者の要望を知ることができる等の「事業者の環境コミュニケーションツールとしての意義」がある。
- ・ 第二に、環境報告は、事業者が、環境保全への取組を公表・説明する手段として非常に重要であり「社会的説明責任の観点からの意義」がある。
- ・ 第三に、環境報告書を作成することは、事業者自身の環境保全に関する方針、目標、行動計画等の策定の見直しの契機となり、また経営者や従業員への意識付けも期待できる等の「事業者自身の環境保全活動推進のツールとしての意義」がある。
- ・ 第四に、環境報告書は、環境保全の目標や取組を事業者が公表、誓約し、それに対して社会的な監視機能が作用するので、事業者の取組が一層進展する効果、同時に社会全体の環境意識の向上が期待される等の「環境保全型社会構築のための重要なツールとしての意義」がある。

我が国の環境報告の現状

環境にやさしい企業行動調査（環境省）の結果より、我が国における環境報告の普及状況及びその活用方法は以下のように整理できる。

- ・ 環境報告書を作成する事業者数は次第に増加しているものの、いまだ調査に回答した企業の20%（579社）にすぎない。
- ・ 環境報告書を作成しない理由は、「必要性を感じない」32%、「費用・人員の不足」24%、「掲載すべき情報がわからない」21%などとなっている。
- ・ 環境情報の公開目的は、「社会的な説明責任」71%、「取組のPR」68%、「利害関係者とのコミュニケーション」62%、「従業員への環境教育」44%

などとなっている。

環境報告の促進に係る取組の状況

環境報告の普及促進を促すため、環境報告書ガイドライン、環境パフォーマンス指標及び環境会計ガイドライン等を環境省が策定しているとともに、環境報告書シンポジウムの実施、環境レポート大賞が実施されている。さらに環境報告書ネットワークが設立され、環境報告の普及のための調査研究や情報提供などを実施している。また、環境省では、中小企業等を対象とした環境活動評価プログラムを策定し、セミナーによる普及活動を実施している。

環境報告の促進に関する地方公共団体の取組の状況

環境報告書を作成している地方公共団体の割合は低く、事業者の環境報告書作成に関する支援もほとんど行われていないが、ISO14001 認証取得への取組が普及しつつあり、同時に事業者の環境マネジメントシステム構築に関連した支援策が多くの団体で実施されている。

また、38%の地方公共団体が、何らかの制度を有しており、環境関連の計画等の策定を義務づけや、環境関連の計画を自主的に策定するような支援制度を創設しており、これらについて、計画の公表を促す制度を設けている例がある。

環境報告の促進に係る諸外国の取組の状況

イギリス、オーストラリアでは環境省等により、環境報告書の作成に等に関するガイドラインが策定されており、オランダ、スウェーデン及びEU等では優良な環境報告書の表彰制度が実施されている。この他、イギリス及びドイツでは年金法を改正し、年金基金の運用者に対して「投資判断の際に、企業の環境、社会配慮を考慮しているか」についての情報開示を義務付けており、オーストラリアでは環境省ホームページにおける情報提供や質問窓口の設置などが実施されている。

また、欧州連合では、1993年制定のEU規則に基づき、1995年からEU領域内の工場等を対象に「環境管理監査スキーム（EMAS）」を実施している。これは事業者が、環境声明書を作成し、公認の環境審査人による審査を経て公表する制度である（2002年1月末現在参加：3,982事業所）。

環境報告書の第三者レビューの状況

- ・ 環境報告書の第三者レビューの種類は、記載情報の正確性を保証するものと、記載項目の網羅性や環境への取組の適切性を評価するものに大別される。

- ・ その対象は、定量的情報の集計プロセスや整合性をレビューの対象とするものや、環境方針・環境マネジメントシステム等を評価の対象とするものなど多様である。
- ・ その方法は、関連資料の閲覧、現場訪問、環境報告書作成担当者への質問、経営層へのインタビュー等が実施されている。
- ・ その実施者は、情報の正確性を保証する場合には、監査法人やその系列会社が主であり、環境への取組の適切性を評価する場合には、学識経験者や環境問題専門家、NGO、NPO職員等が主である。
- ・ 環境報告書の第三者レビューは、どのようなことについて、どの程度信頼性が確保されているのか曖昧なままに実務が先行しており、一般に社会が期待している水準とは乖離がある。このため、レビューの手續・基準を明確化し、同時にレビュー実施者の資格要件や責任範囲についても社会的な合意を図っていく必要がある等の課題がある。

今後の環境報告の普及に向けての課題

- ・ ガイドライン等の改訂、シンポジウム・セミナー等の開催など、必要な基盤整備を拡充強化し、事業者における環境報告書への取組の容易性を高めることが必要である。
- ・ 環境報告書の公表事業者に対してインセンティブを付与する、または公表しない事業者にディスインセンティブが働くよう工夫する等の、事業者の環境報告書作成に当たりインセンティブを確保することが必要である。
- ・ 環境報告書を公表する事業者が適正に評価されるような枠組みの構築、記載内容の比較可能性の向上を図る等の、環境報告書作成に当たり社会からの適正な評価を確保することが必要である。
- ・ 記載内容の正確性、第三者レビューの信頼性の向上のための必要な枠組みを構築する等の、環境報告書の信頼性を確保することが必要である。
- ・ 中小事業者が積極的に取り組める枠組みの整備、インセンティブの付与、地方公共団体の認定制度等との整合性を図る等の、大手事業者だけでなく、中小事業者における普及促進を図ることが必要である。

今後検討すべき環境報告の普及促進施策の方向性

- ・ 現状強化型施策：環境報告書は事業者の任意作成とし、現状の施策を拡張する中でできうる限りの普及促進を図る施策として、政府等のグリーン購入に際して環境報告書作成事業者を優先配慮したり、エコマーク認定における条件化、データベースの活用等の施策が考えられる。この施策においては、その条件設定、対象事業者、環境報告書の要件、信頼性の確保手法の検討が必要である。

- ・ 制度化型施策：環境報告書の作成そのものを何らかの形で義務化する施策として、一定の要件を満たす報告書の公表制度創設が施策として考えられる。この施策においては、制度化する環境報告書の適正水準の設定、公的機関への提出の必要性、報告書の信頼性の確保、既存の環境関連の届出・報告制度との整合の検討が必要である。
- ・ 認定型施策：任意作成による環境報告書のうち、一定の要件を満たしたものを認定する施策として、環境報告書のみを認定する、あるいは事業者の取組をも含めて認定し、ロゴマークの付与等を行う施策が考えられる。この施策においては、適正な認定水準、運営管理組織など認定制度のあり方、虚偽記載等への対応、ロゴマークの使用条件等の検討が必要である。
- ・ 中小事業者向け施策：中小事業者における環境報告の促進を図るため、環境活動評価プログラム等を活用する施策として、一定の要件を満たす環境行動計画の認証・ロゴマークの付与等の施策が考えられる。この施策においては、適正な認証水準、認証基準の設定、地方公共団体との連携等の検討が必要と考えられる。
- ・ 信頼性を確保するための第三者レビューの枠組みを整備する施策：認定型施策に関連して信頼性確保に着目した施策として、第三者レビューに関するガイドライン作成、環境審査士制度（仮称）の創設等の施策が考えられる。この施策においては、環境報告書の作成基準・認定基準の設定、認定実施者の資格要件等について検討が必要である。